公　　募　　公　　告

島根県警察機動隊において自動販売機の設置及び販売を希望する者を、下記のとおり公募する。

令和８年11月９日
島根県警察本部長

記

１　公募する業務
アイスクリームの自動販売機の設置及び販売

２　使用許可期間
令和９年４月１日から令和14年３月31日まで（５年間）

３　公募に参加する者に必要な資格に関する事項
⑴　良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
⑵　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、業務を履行するために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑷　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　国税及び地方税を完納していること。
⑹　健全な経営状況と認められる者であり、適正な履行が確保される者であること。
⑺　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
⑻　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
⑼　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
⑽　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
⑾　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
⑿　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。
⒀　暴力団又は暴力団員及び⑻～⑿までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

４　公募の内容を示す場所及び期間

⑴　場所
　　松江市殿町８番地１
　　島根県警察本部警務部会計課管財第一係
⑵　期間
　　令和８年11月９日（月）から令和８年12月８日（火）
　（土、日、祝日を除く８時30分から17時15分とする）

5　審査に必要な書類の提出期限
⑴　期限
　　令和８年12月８日（火）17時15分まで
⑵　提出先
　　松江市殿町８番地１
　　島根県警察本部会計課管財第一係
⑶　提出方法
　　持参又は郵送とする。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限日までに必着すること。

6　その他
⑴　使用許可手続において使用する言語及び通貨
　　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　審査の無効
　　参加に必要な資格を有しない者の応募書類及び虚偽記載があった応募書類は、無効とする。
⑶　その他手続等の詳細は公募要領による。

7　問い合わせ先
　　松江市殿町８番地１
　　島根県警察本部会計課管財一係
　　電話　0852-26-0110　内線2232